

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せいかつほごほう せいかつふじょ いちじふじょ しきゅう  
**生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】**

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。	
対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校に入学される方	
支 給 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
	区 分	内 容
	入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等 81,000円以内
	【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.32）として下の表の経費が支給されます。	
	区 分	内 容
	基準額	基準額
	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等 月額1,000円以内
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費） 実費支給
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費 実費支給
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等 実費支給
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額 実費支給
	学習支援費	課外クラブ活動費 実費支給 (年間上限額 59,800円以内)
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。	
備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.35）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。	

※表中の金額は令和3年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

第4編

中学校入学準備のために

## 中学校入学準備のために

ぼしふしかふふくししきんかしかしつけきんしゅうがくしたくしきん  
**母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」**【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき81,000円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	<p>※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。</p> <p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類</li> <li>② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書</li> <li>③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの）</li> <li>④ 印鑑登録証明書</li> <li>⑤ 扶養の事実についての証明書</li> <li>⑥ 所得を証明する書類</li> <li>⑦ 所定の誓約書兼同意書</li> </ul> <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和4年3月現在のもので、変更となる場合があります。